

# 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令 の概要

令和8年2月

環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室  
経済産業省イノベーション・環境局 GX グループ環境政策課 GX 推進企画室

## 1. 改正の背景

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第26条第1項に基づき事業者が事業所管大臣に報告する「温室効果ガス算定排出量」に関し、報告の方法については、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号。以下「報告命令」という。）において定められている。
- 令和7年6月に開催された「第10回温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」において、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における森林吸収等の扱いについて議論され、任意で調整後排出量の算定に用いることができるようすべきとされた。

※温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会

<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/study.html>

- 以上を踏まえ、報告命令について、所要の改正を行う。

## 2. 改正の概要

- 「国内認証排出削減量」に、「自らの温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に係る取組」により削減等がされた二酸化炭素の量を加える。【第1条第5号】
- 第1条第8号を新設し、「森林等炭素蓄積変化量」を規定する。【第1条第8号（新設）】
- 特定事業所排出者の報告事項に、調整後排出量の算定に用いた森林等炭素蓄積変化量を加える。【第4条第2項】
- 特定事業所排出者が調整後温室効果ガスを算定した場合の説明事項に、調整後排出量の算定に用いた森林等炭素蓄積変化量に係る説明を加える。【第4条の2第3項（新設）】
- 報告する森林等炭素蓄積変化量その他の情報について記載事項を設ける。  
【様式第1】
- 権利利益保護の請求に係る事項に森林等炭素蓄積変化量を加える。【第6条第1項第2号及び様式第1の2】

- 任意報告様式に関して、自らの吸収量等に関する取組及び吸収量等だけでなく、販売した木材製品等に係る炭素蓄積に関する事項を加える。【様式第2】
- 項ずれ等の所要の改正を行う。【第1条第9号、第4条の2第2項、第4項、第5項及び第6項、第5条第1項第3号、第12条第2項、第3項、第4項及び第5項】

### 3. 根拠条項

法第26条第1項、第27条第1項及び第32条第1項

### 4. 今後の予定

- 施行期日：令和8年4月1日

以上